

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成22年2月4日(木曜日)
午前10時00分～午前11時52分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 原 田 茂 委員 長 南 口 彰 夫 副委員 長
徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
安 富 法 明 委 員 河 村 淳 委 員
村 上 健 二 委 員 佐々木 隆 義 委 員
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
柴 崎 修 一 郎 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 有 道 典 広 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 大 中 宏 委 員 布 施 文 子 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長
佐 伯 瑞 絵 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
山 田 悦 子 市民福祉部長 岡 村 恵 右 市民福祉部高齢障害課長

午前 10 時 00 分開会

委員長（原田 茂君） おはようございます。只今から配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会を開催します。

最初に資料のご確認をお願いします。本日お手元に配布してあります資料は委員長の私から議長に申し出、議長から平成 22 年 1 月 15 日付、美議第 40 号で執行部に資料の提出を求め、平成 22 年 1 月 26 日付、美総第 53 号をもちまして提出された資料 19 件でございます。よろしいでしょうか。

なお、この資料の取り扱いには十分ご注意をお願い申し上げます。それでは本日の審査の進め方ですが、資料を只今机上にお配りしたばかりですので、先にご一読されますか、それともこの資料について執行部より説明を受けましょうか、皆様方のご意見があればお伺いしたいと思います。どなたかご意見はございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今、資料が配られて皆さんもらっておられると思うけど、今これすぐ見てどうかこうとかいう判断ができる人がおってならそれでええんですが、それでないと思うのであくまでもこれはこの資料を提出された執行部の係員の説明を受けてからでないと討議ができんと私は解釈しますのでそのように提言します。

委員長（原田 茂君） はい。ほかには、それでは只今河村委員のほうより執行部より説明を受けたいとのご意見がありましたが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） ご異議なしと認めます。この際お諮りいたします。只今、配付しております資料の説明を求めるため本日午前 10 時 20 分に本委員会に説明員として市民福祉部長と市民福祉部高齢障害課長の出席を要求したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお、出席要求は議長から執行部をお願いをしたいと思っております。議長さんよろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） はい、よろしゅうございます。

委員長（原田 茂君） ありがとうございます。それでは執行部への出席要求手続きをいたしますので、10 時 20 分まで暫時休憩をいたします。

午前10時04分休憩

午前10時21分再開

委員長（原田 茂君） 休憩前に続き会議を開きます。それでは審査事項の配食貸与車の全損事故に関することについてを議題とします。執行部より提出いただいた資料19件につきまして山田市民福祉部長の説明を求めます。山田市民福祉部長。市民福祉部長（山田悦子君） それでは配食サービス事業に係る貸借物件（車両）全損事故に関する資料についてご説明をいたします。

資料一覧表の順番に沿って説明をいたします。資料1、使用貸借契約書です。これは、美祢市配食サービス事業用車両として、平成18年2月21日に締結いたしました使用貸借契約書で、契約期間は、平成18年2月21日から平成18年3月31日としております。なお、第2条第2項に甲・乙何ら意思表示がないときは、自動更新されることとなっております。

平成20年4月1日、改めて使用貸借契約書を締結しておりますので、平成20年3月31日まで美祢市配食サービス事業用車両に係る使用貸借契約書となります。

それでは、資料2、使用貸借契約書です。これは、平成19年度までは、貸借物件のうち、車両と調理器具等を別の契約としておりましたが、平成20年度から貸借物件については一括して契約を締結しており、自動更新の事項については削除しております。廃車した車については、この契約書に基づき、配達用車両として貸与していたものであります。

資料3、毎日給食事業貸与車両の事故報告です。平成20年4月17日午前10時40分頃発生した事故については、同日11時ごろ電話にて報告を受け、直ちに担当者が現場へ向かい、状況を確認し、後日文書での報告を事業者に求めました。平成20年4月28日、事業者から東厚保町横坂で、市からの貸与車両で事故を起こした旨、事故の位置図、写真及び事故車両の修理見積書を添付のうえ、報告を受けたものです。事後処理について、指示を求められております。

資料4、美祢市配食サービス事業用貸与車両での事故に伴う対応についてです。事業者から車両の損害額、相手の責任額等報告がありましたので、補助事業の取扱い、責任額の取扱い等協議のうえ、平成20年6月10日、今後の対応について決裁を仰いでおります。車両の購入費以上の修理料がかかることから廃車届の提出を求めること。事業者の責任において事業を推進すること。耐用年数満了後も改めて車

は貸与しないこととしております。なお、事業者から現時点では、廃車に伴い、代替車を購入するかしないか決定できないとの申し出がありましたので、責任額については、代替車両購入のための準備金とすること。責任額の取扱いについては、廃車届に明記すること。できるだけ早い時期に代替車両購入に充当すること。などを双方で確認しております。

資料5、毎日給食事業貸与車両の事故示談書提出についてです。平成20年6月30日、事故の示談が整い、示談書の写しが提出されました。報告書の中で、事故による保険金3万8,650円は車両購入充当引当金として、車両購入時まで預り金勘定で保管し事業の遂行に支障のないようにいたします。と記載があります。

資料6、美祢市配食サービス事業借用車両の廃車についてです。平成20年6月30日、交通事故により車が大破し、修理が不可能なため、事故車についての廃車届が提出されました。

資料7、美祢市配食サービス事業に係る貸与物件の回復についてです。平成21年7月13日、事業者に対し、使用貸借契約書第4条第2項に基づき、平成21年8月10日までに貸借物件の回復計画を報告し、早急に貸借物件を回復するよう求めております。

資料8、美祢市配食サービスに係る貸借物件の回復に関する伺い書です。平成21年7月17日、7月13日付けの市からの文書について、もとより当法人といたしましては、平成20年6月30日に報告いたしましたように、車両の購入に鋭意努力いたしております。しかしながら、年式が平成18年を指定したもので、対象物件がなかなか見つからない状況であります。との記載があり、平成18年型の同レベル車両の現物弁済は調達困難との理由で、原価償却方式（定率）で算出した残存価格を現金で弁済したい旨の伺い書が提出されました。

資料9、ランチ工房美祢との使用貸借契約に基づく原状回復請求についてです。これは、平成21年5月28日付け、住民監査請求に係る監査を行った結果について、監査委員から市長への通知書です。4ページ下段になりますが、従って、ランチ工房美祢の原状回復義務が、平成20年度の出納閉鎖時期である平成21年5月31日までに履行されたかどうかの確認を求めるとともに、市民福祉部長の公共財産管理義務違反の有無の確認を求め、美祢市に必要な措置を請求する。との措置請求については理由がないため棄却する。旨の結論が出ております。なお、市長に対する意見として、住民に対する説明、回答については、熟慮、確認の後に行うこととし、誤解を与えること無きよう職員を指導すること。車両運行簿の設置、早期の

債務弁済に向けた対応をするよう意見が付されております。

資料10、美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復方法についてです。平成21年8月18日、平成21年7月17日付け、事業者からの伺い書に対して、貸借物件の回復方法については、貴団体において代替車両を購入し、当該車両を美祢市に移転登録する。ことを再度求めております。

資料11、美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復方法についてです。平成21年8月21日、事業者から平成18年型の同レベル車両の現物弁済は調達困難であり、現金で弁済したい旨伺い書を提出しているが、8月18日付けの回答には現金決済方法について回答が得られなかったため、再度国及び県の考えを含め、現金での弁済の可否について回答するよう文書が提出されました。

資料12 要望書です。これは、平成21年9月1日、美祢市をより良くする会から提出された要望書です。要望書については、賛同者の署名を添付され、総務部総務課に提出され、総務課において受理したものです。4ページ下段、ランチ工房美祢に対して早急に原状回復請求権又は不法行為による損害賠償請求権を行使するよう山田部長に命じられると共に、法令を遵守せず正しい事故処理事務を遂行できない同部長を更迭されるよう。5ページ中段、竹岡昌治氏が自ら監査委員の職を辞すべく勧告されるよう市長に対して要望されております。

資料13、美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復請求についてです。平成21年8月21日付けで、事業者から代替車両の調達が困難であり、現金での納入について照会があった件について、県及び国との協議、更に市嘱託弁護士から法的助言を得て、平成21年11月18日、事業者に対し、貸借物件を現物（代替車両の購入）又は現金（平成21年11月現在の中古車小売価格55万円の納付）により回復を行う請求し、回復計画について平成21年12月18日までに報告するよう通知をいたしました。

資料14 美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復についてです。平成21年12月3日、事業者から現物、これは平成18年11月登録車両ですが、これにより回復する旨の報告書の提出がありました。

資料15、美祢市配食サービス事業に係る貸借物件のうち事故車回復配食車の返還についてです。平成21年12月7日、配食サービス事業に係る貸借物件の回復が実行され、事業者から代替車の返還がありました。

資料16、受領書です。同日、平成20年4月1日付け、美祢市配食サービス事業における使用貸借契約により貸し付けた貸借物件消失に伴う回復物件を受領し、

事業者に対して、受領書を送付しました。

資料17、自動車検査証です。これは、事業者から返納された平成18年11月登録の軽自動車の自動車検査証で、名義については、美祢市に変更済みです。

資料18、オートガイド自動車価格月報（レッドブック 平成20年3 - 4月号）です。平成20年4月、事故当時のレッドブックとなります。2箇月毎に発刊され、交通事故等損害額算定の根拠となるガイドブックです。当時の中古車小売価格は、平成18年車ミニキャブ バン中断当たりになりますが、2WDハイルーフCS AT GBD - U61V HLKSA 050の欄になりますが、新車発売当時92万7,000円の欄を見ていただければと思いますが、67万円となっています。

資料19、オートガイド自動車価格月報（レッドブック 平成21年11 - 12月号）です。これを根拠に資料13における平均的中古車小売価格相当額55万円を算出し、請求しております。上段が平成18年車となりますが、バン2WDハイルーフCSの欄を見ていただきますと55万円とあります。この価格を平均的中古車小売価格相当額としております。なお、交通事故発生当時の中古車小売価格ではなく、平成21年11月における金額とした理由については、事故発生後、現在まで他社の代替車をもって事業を滞りなく実施されていることによるもので、金額の算定については、市嘱託弁護士の助言を得ております。

以上で、資料の説明を終わります。

委員長（原田 茂君） はい、ありがとうございました。本日配布されたばかりで皆様もなかなかご理解ができないかもしれませんが一応質疑を今の説明に対して質疑があれば質疑を受けたいと思います。それと次回にもこの資料を熟読されまして次回にも質疑があれば受けたいと思います。その辺を踏まえて質疑があればお受けしたいと思います。ありませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今です山田市民福祉部長のほうから今回配られました19件における配食サービス事業における貸借物件及び全損事故に関する資料と言うことで一連の説明しっかりと目を通していかなければなりませんけれども概略、今日を通していただきました。それで今回の配食事業におきましてはランチ工房ですねそしてまた農協そして幸嶺園等この市のですね配食の車が貸し出されているところがあると思いますけれども今回はランチ工房となっておりますけれども例えば農協で美祢市に貸し出した車が今回と同じような形で事故を起こした場合にですね、手続き上というのは今回この資料が出されておりますけれども概略こういう形で時

間もかかった部分もありますけれども行政としてこういう形で流れて行くのでありましょか、この点説明していただきたいと思っております。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 同じ対応をしていく予定であります。

委員長（原田 茂君） ほかに。岩本委員。

委員（岩本明央君） 基本的なことをお尋ねしますが、きょういただきました資料で、資料2の美祢市配食サービス事業用備品というのがあります。私どもの感覚では一番上の飯椀とか汁椀とかありますが、小さな鉢もあるということでこの辺もやっぱり備品のうちにはいるんでしょうか。我々の感覚では消耗品かなという感じもせんでもないんですが。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 備品として市が購入し貸与しておりますので、使用貸借契約書の中に含んだ形です。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 私も基本的なことをお伺いするんですが、このいただいた資料見させていただいて黒塗りのところが何箇所か出てきてます。これについてこの塗りつぶしてあるところはどういうふうに解釈したらいいものかをお伺いをいたします。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 特定の個人を識別することができ個人の権利、利益が害される恐れがありますので必要ないというか有意の情報がないと認められる場合については黒塗りとしております。

委員長（原田 茂君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 個人情報と言うことでしょうか。塗りつぶしてあっても支障がない場合、理解ができる部分とかなり疑問が残るといいますか、部分があります。今回の件で基本的には私は善良な市民の方がこの件に関して市のほうに訴えをされておる資料12のこのことが一つは考えなければいけない。多くの市民の方が疑いをもたれて市長の報告に対してもその真意のほどが疑われるというふうなことからこの100条が起こっておるといいうふうに私は理解をいたしております。そういうことでこの資料12の件なんですが、署名がついております。多くの方の署名を集められて市に対してこの問題の究明を求めておられる。あるいは処分を求めておられる。この件に関しては今前のほうへ副委員長席で座っておられますが、南口

議員のほうからもこの件に関する指摘があったように記憶しておる訳なんですが、この署名簿について先程部長からの説明がありましたようにこれ個人情報に当たるんでしょうかね。市に対して善良な市民ですよあくまでも、事件の真相についての究明を求められるような署名簿がですねこれ黒く塗りつぶさんにゃいけんような事案になるんやろかというふうなことを思います。私も良くわからないところが、初めての件ではあるんですが、できれば副委員長そこおられるんでなかなか発言をされるというわけにはいかんのかもしれませんが、その辺のことも含めて執行部のほうあるいは副委員長もご意見があるんであれば、これはあくまでも塗りつぶしたもののしか出せないものかどうなのか、この辺の見解を示していただきたい。よろしいですかね。

委員長（原田 茂君） 本日は資料の行政事務の調査の資料ですので、市民福祉部長のほうで、その辺お願いします。

市民福祉部長（山田悦子君） 資料12につきましては、総務部総務課のほうで受け付けた資料であります。それと個人情報というか、情報公開についても総務課のほうで担当しておりますので、市民福祉部としての回答は差し控えさせていただきたいと思います。

委員長（原田 茂君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 総務部のほうとすることですね。結構ですが、じゃ総務のほうの見解を議会でも結構ですからお伺いをしたいと思います。お取り計らいができますでしょうか。

委員長（原田 茂君） それでは、そのような手続きを取りたいと思います。ほかには。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 良くわからないんですが、資料の1ですね。この度この事故の調査ですから、ただ聞きたいのは第4条ね。資料1の第4条に貸借物件が消失し、または損傷したときは遅滞なくその状況を甲へ報告しなければならない。その責めに帰すべき理由により貸借物件が消滅または損傷したときは、乙の負担において回復しなければならない。これにこの度該当するんですかしないんですか。それをちょっと。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 該当します。

委員長（原田 茂君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） わかりました。ということは該当するということに理解して

おきます。それとあと資料9のですね三好監査委員の報告で最後の5ページですが、最後に市長に対する意見ということで、住民監査請求人への対応ということ書いてあるんですけど車両運行簿の設置、そして3の早期の債務弁済に向けた対応とすることで3のとこの今回懸案となった事故のあと、基本方針が設定されるまでは比較的速やかな対応がなされていたがと、その後、具体的な手続きに踏み出すのに約1年を要していると、今後、早期に債務が市に弁済されるよう事務を進められたい。私もこれがちょっとたいした事件とか大仰なもんじゃなくて市のですねもう少し市民のほうからみたら速やかにできたんじゃないかなろうかというだけのことでこの辺は部長も認められるわけですか。この返事を。

委員長（原田 茂君） はい、山田市民福祉部長

市民福祉部長（山田悦子君） はい、もう少し早急に対応をすべきであったと思っております。ただ、1年間具体的な手続きを行わなかった理由ということなのですが、系列の事業者が所有する業務用の車両を配食サービスにすぐ共用することによりまして、当面の事業運営に支障きたさない利用者には迷惑がかからないということで少し遅れてしまいました。文書で（発言する者あり）

委員（有道典広君） ちょっと遅れたの申し訳ないなと言うだけ聞いたらもうそれでいいです。

市民福祉部長（山田悦子君） はい、すみません。申し訳ないと思っております。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この100条委員会、調査委員会立ち上げたのは事故処理がね20年の4月に事故を起こしてよ、21年の11月まで時間がかかっておる。かかっておる原因ちゅうものをここでぱっと聞いてみるとそりゃいちいちきちんと聞きゃわかるかもわからんが、これも一つの県か国の補助事業で車、買うちよるんじやろうと思う、その関係があるからいろいろと事務手続き上遅れたということであるのか、それとも事故処理というのはこれだけ1年半も1年8箇月も経つはずないんじゃないからその辺を私らとすりゃあこの100条委員会、何かがなげんにやこういうことになるはずがないということでこれは設置したと思うんじゃない原因は要望書等が先程でちよるのはそれから時間がたっちよるからそういうことになってきたんじゃないけどそれまでの対応は一応どういう理由が一番の原因でこの遅うなったかその辺をちょっと言うてくれ。事故処理は早うすんじよると思う。保険の関係なんか。以上。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 事故に伴う対応協議の際に事業者からその時点での廃車に伴い代替車を購入するかしないかは決定できない状況で営業努力でとりあえず対応をしたいとの話がございました。利用者が配食サービスを継続して利用できることが第一と考えておりました、当時早急に代替車を請求することについては多額の費用もかかり配食サービス事業運営に影響が出ることも懸念をされましたのでその時点での原状回復について文書による指示はしておりませんでした。ただ、この事故に伴いまして発生した事故の相手からの責任額についてはできるだけ早い時期に代替車購入に充当すること代替車の購入時には責任額の取り扱いについて市に報告をするように指示をしております。この関係で事業者のほうもインターネットでの中古車の調査、それから自動車販売営業所への車両の斡旋等をしているが、同等の車両がなかなか見つからないという話を伺っておりまして、一生懸命努力をされておりました。それに時間がかかったこと、それから先程言われましたように補助事業であるために県それから国との協議等も行った結果このように時間を費やしてしまったというところであります。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 1回目の質問をしてですね、それで同じような事業されてる配食事業で農協さん等あるということで市の行政としても同じような対応をされるということでもあります。今後、また例えば同じような事故おこってですね今度農協さんがやったと同じ事故ですね。そして今のままであれば原状回復また1年ぐらいかかってしまうそういった行政のたぶん手続き上はそうなるということでもありますけれどもまたそういったときにですねまたこういう形で100条委員会を開くというのは可能性としてはゼロじゃないですし、その辺について今後何と言いますか、今回こういう資料等行政のみでもそういう疑惑とかそういうところは見えないわけですね。それで今後行政として今回における問題点と言いますか、この課題をしっかりと抽出されてそしてこの手続きが早く対応できるように。そして市民の皆さんにもですね、こういうことに関してしっかりと説明がしていただきたいと思っておりますのでこの辺について今回のこの課題点と言いますかその辺をどのようにとらえてるかその辺をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 平成20年度につきましては、口答での対応というのは逐次やってまいりましたが、文書で指示をするということをしておりませんでした。やはりきちんとした形で文書なりで早急な対応を今後気をつけていきたいと

思います。

委員長（原田 茂君） ほかに。徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 署名簿、黒塗りの署名簿があるわけではありますが、番号1番からということでありまして、最後の番号は、最後の人の番号は何人の番号がありますか。最後の番号は、それはいいでしょう。何人が署名されたか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 要望書の中にも記載がありましたが、270人ということなんです。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、有道委員。

委員（有道典広君） この車を購入したのが、補助金で購入したんじゃないかと思えますけど、それに伴い廃車しておりますけど、あとの行政上の手続きとしては補助金の廃車するのに期限とかいろいろあると思えますが、その辺は何ら問題はないんですか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 今3月の議会で補助金返還という形で要望をする予定としております。

委員長（原田 茂君） ほかに。ないようですが、どういたしましょうか。私は先程次回に皆様方熟読されて再度委員会で質疑を求めたいと発言しましたが、かなり今発言は出ましたが、どういたしましょうか。次回も質疑をします。どなたかご意見をお願いします。今の件について。はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 今の委員長のご意見に賛成でございます。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 一番のこの調査委員会を設置した目的が事故処理が適正な又は否かの調査を審議するそういったことでこれはなされ、それに関わる資料が出された。そうするときょうの資料というか説明で私なりに理解したのは事故当初においては回復については請求しなかったと、いろいろの条件があってそういう必要もなかったと、しかし1年数ヶ月経ってやはりこれは原状回復をしていただかなくてはならないということで、市のほうは回復措置の請求をしたと、そして一応処理ができましたと、こういう時系列の流れで解釈してよろしいでしょうか。

委員長（原田 茂君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 事故当時から事故後原状回復については認識しておりましたので、それについて文書での要求というか請求はしていなかったことに問

題があると思っておりますので、口答では原状回復についてその1年間も事業者側も行ってたという状況ですので今年になって原状回復を求めたということではございません。原状回復の認識は事業者も市のほうもあったということです。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） はい、村上委員。

委員（村上健二君） まあ簡単なことやけどその部長もこの貸借契約書これちゃんと認識されておったわけです。ちょっとそれを聞きたい。

委員長（原田 茂君） はい、山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 認識しておりました。

委員（村上健二君） ならこの貸借契約書に乗っ取って1年半も遅れたと本来ならいつまでにちゃんと処理するべきものやったかちょっとその辺。

委員長（原田 茂君） はい、山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 早急に対応すべきであった。

委員長（原田 茂君） はい、村上委員。

委員（村上健二君） 平成20年4月この事故の処理はいつまでにやるべきやったん。期限があるでしょう。早急にと言うことはないでしょう。1年経っても早急なら早急、2年経っても早急なら早急と。そこが要望書との争点になってる訳でしょう。そんな曖昧なことを言うからおかしいことになる。こういう事故が20年の何月に起きたら、早急なら出納閉鎖か。そこが争点になってる訳じゃから。はっきりあなたは言うちゃなけんや、今反省会みたいなことばかり、すいません。すいません、遅れました。そういう反省じみたことを言うと何の意味もないわけ調査じゃから。

委員長（原田 茂君） はい、山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） いつまでという期限を設けるのは難しいと思います。やっぱり調整の中で考えて行くべきだと思います。

委員（村上健二君） そうじゃない。だから要望書が出たんでしょう。こういう事故、今さっきも言うたこういう事故をやった今のおりに行きますよというたらまた事故起きたら1年半も2年もかかるわけかね。それが問題じゃといよるわけ。要望書を出した市民団体のほうは。しかるべき部長がちゃんとした認識をもっていないからそんなことになるわけ。じゃから貸借契約書、認識、把握しちよるんかといよるわけ、把握しちよるんやったらこういう問題おきんはずなん。

委員長（原田 茂君） はい、副委員長。

副委員長（南口彰夫君） 只今、村上健二委員の意見に若干賛同するところがあるんですが、この資料について山田部長にお尋ねしたいんですが、この資料が時系列で整理されているので、資料6から資料7に行く経過なんですね。一番大事なのは、ですから平成20年6月30日にランチ工房のほうから廃車についてということで市長あてにでたと、ところが次の資料が21年7月13日にピンととんじよる。1年間この経過が何があったのかと、何もなかったんなら怠慢じゃないかと言うことが指摘されてても仕方がないじゃろうと。文書的にですねいち早く事故が起きて事故の報告書がなされて車が結局修理不能だということで廃車についての届け出が出たと。ところがそのあとに約1年近く経過をして、市長のほうより配食サービス事業にかかる貸借物件の回復についてと言うことで早急にと言うことなんですが、じゃこの1年間の間の経過をですねもう少し詳しく説明をしていただければ理解ができるし、ところがその内容が不十分であればやっぱり盲点が浮かび上がるということです。ことが言えるんじゃないか思うんです。ですからできれば良く少し時間を取ってでもいいですから整理をして報告されたほうがよろしいのではないかと思います。以上です。

委員長（原田 茂君） それでは暫時休憩をいたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時47分再開

委員長（原田 茂君） 休憩前に続き会議を開きます。まず先程の村上委員のご意見ですが、経緯、経過につきましては次回までに市民福祉部でとりまとめていただきたいと思います。また、安富委員の要望書についての先程ご意見につきましては次回総務部長の出席を願い回答いただきたいと思います。そこで安富委員より発言の申し出がありましたので発言を許します。安富委員。

委員（安富法明君） 先程からいろいろ申し上げておるんですが、要はですね、基本的に今回の件は私どもが知り得てですね、今日まで100条までつくるという経緯に至ったわけなんですが、ことのおこりは事故の処理に対して時間がかかり過ぎたということだろうというふうに思うわけですが、市民の方からこういうふうな形で署名まで添えて真相の究明あるいは当事者の罷免であるとか辞職を勧告しなさいってというふうな要望が出ることそのものが私は異常といいますか、そうであってはならんというふうに思っております。ですからそういうことを踏まえてですね、あくまでも市民の皆様は今回与えてた大きな疑いがあるとするならそれに議会として

も真剣に取り組んで事実といいますか、関係を公にすることが議会に与えられたまた一つの使命だろうとこういうふうに思っております。そういうことからいたしまして、署名簿の件につきましては、私は公に市民から提出されたようなものがそういうふうな形で存在したということを当時知らなかったわけですが、そういうことであるならば、公に取り上げられたものなら私は縦覧なりしても別に不思議はないだろうし、こういうものの扱い方、あるいはこういう事件の扱い方というものを今後、たびたびあっては困るわけですが、考えていかなければならないということからして発言をしたわけですが、今回資料をいただきましたことからよくまた目を通させていただいて次回の委員会、委員長のほうで日取りをされるというふうに思うわけですが、そこでも少し2年もかかった理由と、先程村上委員からの質疑に対しては担当のほうでも少し精査をするといいますか説明がつくようにされるということでありましたから、そのこと等々も踏まえて議論させていただいた上でまた説明を求めなければならぬようなことがあればですね、そういうふうな進め方をさせていただいたらというふうに思っております。以上です。

委員長（原田 茂君） この際、お諮りいたします。次回委員会の開催については正副委員長に一任願いますが、本委員会に説明員として総務部長、市民福祉部長、市民福祉部高齢障害課長の出席要求をしたいと思っておりますがこれにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（原田 茂君） ご異議なしと認めそのように決定いたします。それと先程申しましたが、次回がありますのでこの資料についての質疑はきょうはこれで打ち切ります。皆さんよく資料を熟読されて次回質疑をお願いいたします。

他に何かご意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（原田 茂君） ないようですので、ほかにご意見がなければ本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でございました。

午前11時52分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年2月4日

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会

委員長 